千葉市中央区選挙管理委員会告示第３８号

令和７年７月２０日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条第１項の不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和７年７月３日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長　　増　田　昌　彦

場　　所	期　　間	時　　間	備　　考
千葉市中央区役所 （きぼーる１１階） 中央区選挙管理委員会事務局	令和７年７月４日から 令和７年７月１９日まで	午前８時３０分から 午後８時００分まで	全ての不在者投票を受付
蘇我コミュニティセンター １階ロビー	令和７年７月４日から 令和７年７月１９日まで	午前８時３０分から 午後８時００分まで	１８歳未満の選挙人の不在者投票のみ受付
そごう千葉店 地下１階まつりの広場	令和７年７月１２日から 令和７年７月１９日まで	午前１０時００分から 午後８時００分まで	１８歳未満の選挙人の不在者投票のみ受付